

●エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案の概要

京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずる。(施行:平成18年4月1日)

I 運輸分野

一定規模以上の輸送者及び荷主に対して、省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の報告等を義務づけ。企業に自家用自動車対策として公共交通機関の利用推進等の努力義務。

輸送者の判断基準

- 省エネ目標
- 省エネ措置
 - ・低公害車等の導入
 - ・エコドライブの推進
 - ・貨物積載効率の向上
 - ・空輸送の縮減 等

貨物、旅客別、
輸送機関別
に作成

荷主の判断基準

- 省エネ目標
- 省エネ措置
 - ・モーダルシフト、
営自転換等
 - ・共同発注等への取組 等

企業が公共交通
機関の利用推進
等の努力義務

一定規模以上の輸送能力
を有する輸送者

一定規模以上の貨物輸送を
発注する荷主

省エネ計画の作成

- ・エネルギー使用量(原単位)
- ・省エネ措置の取組状況

主務大臣への報告

※省エネの取組が著しく遅れている場合には、
勧告、命令、罰則

II 住宅・建築物分野

一定規模以上の建築物を新築等する場合に加え、大規模修繕等をする場合にも省エネ措置の届出を義務づけ。一定規模以上の住宅について、建築物と同様の措置。

建築物



住宅



【省エネ措置の届出義務(一定規模以上が対象)】

〈現 行〉

- 2,000㎡以上の建築物(非住宅)
- ・新築・増改築の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁※に届出
 - ・省エネ措置が著しく不十分
→ 指示・公表

〈改正後〉

- 2,000㎡以上の建築物(非住宅)
- ・新築・増改築**及び大規模修繕等**の際、省エネ措置を所管行政庁に届出
 - 2,000㎡以上の住宅
 - ・**新築・増改築及び大規模修繕等**の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出

※省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

※所管行政庁:建築主事を配置し、
建築確認等を行う都道府県等

○届出をした者は、省エネ措置に関する**維持保全の状況**を定期に報告。(維持保全の状況が著しく不十分な場合は、所管行政庁が勧告)

【参考】経済産業省関係の概要

III 工場・事業場分野

- ・熱と電気の区分を廃止し、熱と電気を合算し規制(中長期計画の策定、定期報告、管理者の選任)
- 対象工場・事業場数の拡大

IV その他

- ・電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供事業の実施と成果の公表 等